

〈高山労基署だより〉

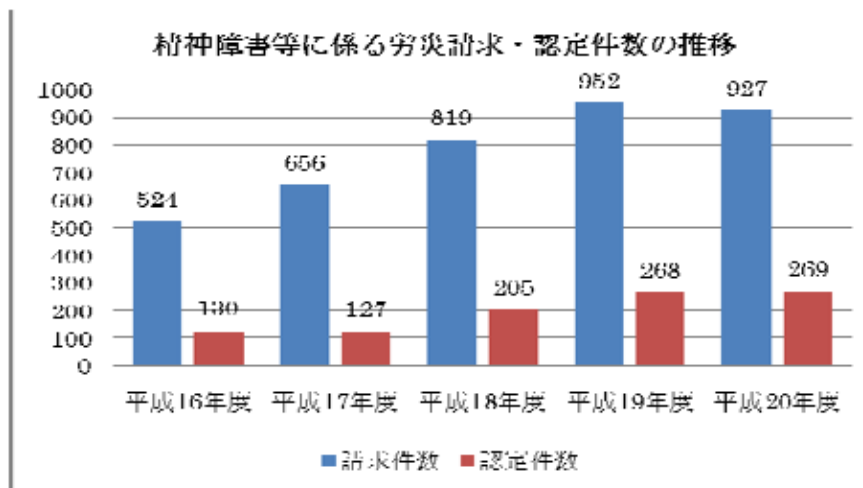
平成23年1月号

新年明けましておめでとうございます。

依然として厳しい経済・雇用情勢の中ではありますが、当署としましては、これまでと変わり無く、安心安全に働くことのできる職場づくりを目指して、行政を推進していく所存ですので、本年におきましても、皆様には旧年中と変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<職場におけるメンタルヘルス対策について>

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。厚生労働省が平成19年に行った「労働者健康状況調査」では、職業生活でストレス等を感じる労働者の割合は58%となっています。また、自殺者数が全国で3万人を超えるという高い水準で推移する中、そのうち労働者は平成21年において9,000人を超えています。さらには、業務による心理負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定がおこなわれる事案も近年増加しており、平成20年度においては、全国で927件の申請が行われ、269件が労災に認定され、県内では12件の申請に対し3件が認定されています。



飛騨地域においては、岐阜労働局で実施した平成22年度の安全衛生自主点検の結果では、回答のあった飛騨地域(当署管内)に所在する労働者数50人以上の事業場、137事業場のうち、11事業場(8.0%)で平成21年中にメンタルヘルス不調の労働者が発生しています。

このような状況の中、厚生労働省では、平成18年に、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

この指針は、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスカケア)が適切にかつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスカケアの原則的な実施方法について定めたものです。

指針において、事業者としては、まず自らがメンタルヘルスカケアを積極的に推進していくことを表明すると共に、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定することを求めています。その上で、その計画の実施にあたっては、「4つのケア」(「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外資源によるケア」)が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにすることとしてい

ます。

飛騨地域においても、1年間で8%の事業場においてメンタルヘルス不調者が発生する現状において、このメンタルヘルス指針に基づく対策の実施は大変重要な課題であり、当署においても、これまで講習会や個別の指導において指針の周知、指針に基づく対策実施の指導を行ってきましたが、平成22年度の安全衛生自主点検では、この指針に基づく対策を全て実施していると回答があった事業場は、137事業場のうち31事業場(22.6%)に過ぎません。

こうしたことから、当署では、今月25日に、労使の代表を交えて「飛騨地域の職場におけるメンタルヘルス対策推進協議会」を立ち上げ、飛騨地域におけるメンタルヘルス指針に基づく対策の実施の推進を図ることとしました。

協議会においては、職場におけるメンタルヘルス対策の現状分析、指針に基づく対策の導入・実施方針、事業場外資源との連携等について協議を行い、今後の飛騨地域の職場におけるメンタルヘルス不調者の発生防止、円滑な職場復帰等を推進することとしています。

また、この協議会での議論も活用し、3月にはメンタルヘルス対策推進のための講習会開催を予定しています。

厳しい経済・雇用情勢の中、労働者一人ひとりが貴重な戦力であり、多くの事業場において、メンタルヘルス対策への関心は高まっています。当署におきましては、今後も職場のメンタルヘルス対策の推進を重要な課題として取り組んでまいります。

< 建設現場における安全対策について >

昨年12月に、岐阜労働局の各監督署において、建設現場の一斉監督を実施いたしました。県下全体の実施結果については、岐阜労働局から発表されることになっております。

当署における実施状況について簡単にご紹介いたします。当署では、期間中に28現場の監督を行い、そのうち13現場において、何らかの違反を確認し、是正を指導しました。

違反の内容については、高所作業における安全対策の不備が多く、一昨年の規則改正から1年以上経過していながら、依然として足場における中さん、巾木の脱落、足場の点検の怠りが目立っています。

特に、こうした足場の不備は、建設物内部に設けられる足場に多く見られます。足場からの墜落防止、落下物による災害の防止を強化するために改正された規則の趣旨をよく理解して、見落としの無いように対策をお願いいたします。

冬季においては降雪や凍結により作業床が滑りやすく、足場からの墜落については、より細心の注意が必要になっております。降雪時には、作業開始前だけではなく、随時の点検も行うようお願いいたします。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見る您可以通过。 (ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」) 会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。